

第13回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年9月25日(火)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(3階会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾
2番 喜納 キミ子
3番 高良 久

5番 大城 綱徹
6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第64号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第66号 非農地証明願いについて

議案第67号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第13回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮いします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 謝花502 登記現況共に、畑 面積338㎡
譲渡人:西原町在住A氏
譲受人:本部町在住B氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。
- 1番委員 昨年度に保留になっている件についてですが、詳しく説明をお願いします。
- 事務局 昨年度に保留になっている件について説明します。
平成29年10月の総会に提出された農地法第3条申請で、一部耕作されていない箇所が
あるとして保留になっています。耕作する意思があることは確認しています。
- 議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
番号1番については前回保留になっている件の原因が改善(耕作が確認)され次第
可決ということで、今回は保留ということよろしいでしょうか。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第62号について議決保留でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので、議案第62号は議決保留致します。

次に進みます。

議長 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 崎本部711-1 登記現況共に、畑 面積68㎡
申請人:本部町在住C氏
転用目的:墓
転用理由:新しい墓をつくるため
農地区分:第2種農地

番号2番 瀬底3254-1 登記現況共に、畑 面積408㎡
申請人:本部町在住D氏
転用目的:墓
転用理由:現在、一家の墓がなく、墓を新築したい
農地区分:第2種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

3番議員 番号1番は、事前着工も見られずまた、周囲も墓がたくさん建っている地域ということもあり問題ないと思われます。

番号2番について、事前着工の様子がみられたが、こちらから県からの許可がおりるまでこれ以上工事は進めるべきではないと指導しました。周囲は墓が多くたっている地域であるので場所に関しては適地であると思われます。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第63号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第64号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第64号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する業務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 崎本部930-1 登記、畑 面積99㎡
崎本部933-1 登記、田 面積153㎡

譲渡人:兵庫県在住E氏
譲受人:名護市にある企業F
転用目的:店舗兼共同住宅
転用理由:現在の店舗の駐車場の立ち退きに伴い、事業拡大として2店舗目を出店するため

計画通り事業を遂行できない理由:経済的に沖縄への移住ができなくなった為
農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号2番 崎本部933-4 登記、田 面積99㎡

譲渡人:兵庫県在住G氏

譲受人:名護市にある企業H

転用目的:店舗兼共同住宅

転用理由:現在の店舗の駐車場の立ち退きに伴い、事業拡大として2店舗目を出店するため

計画通り事業を遂行できない理由:経済的に沖縄への移住ができなくなった為
農地区分:その他生産性の低い農地の第二種農地

添付資料説明

番号3番 瀬底1279-1 登記、畑 面積167㎡

瀬底1279-2 登記、畑 面積164㎡

譲渡人:大阪府在住I氏

譲受人:宜野湾市在住J氏

転用目的:その他分類不能

転用理由:現在の場所が狭いため

計画通り事業を遂行できない理由:周辺や隣地の環境変化により、当初の建築プランに沿わなくなったため

農地区分:第1種農地

添付資料説明

番号4番 瀬底4835 登記、畑 面積631㎡

譲渡人:那覇市在住K氏

譲受人:沖縄市にある企業L

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在借家住まいなので、自己の住宅を建築したい

計画通り事業を遂行できない理由:当初は自己の住宅を建築予定であったが、那覇市内に長男と同居し住宅を取得したため

農地区分:第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第64号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議がございませんので、議案第64号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する
同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。

番号1番 崎本部930-1 登記、畑 面積99㎡

崎本部933-1 登記、田 面積153㎡

崎本部933-4 登記、田 面積500㎡

譲渡人:兵庫県在住M氏、他1名

譲受人:名護市にある企業N

転用目的:店舗兼共同住宅

転用理由:現在の店舗の駐車場の立ち退きに伴い、事業拡大として2店舗目を出店するため

農地区分:第2種農地

添付資料説明

番号2番 瀬底1279-1 登記、田 面積167㎡

瀬底1279-2 登記、田 面積164㎡

譲渡人:大阪府在住O氏

譲受人:宜野湾市在住P氏

転用目的:その他分類不能

転用理由:現在の場所が狭いため

農地区分:第1種農地

添付資料説明

番号3番 瀬底4835 登記、畑 面積631㎡

譲渡人:那覇市在住Q氏

譲受人:沖縄市にある企業R

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在借家住まいなので、自己の住宅を建築したい

農地区分:第2種農地

添付資料説明

番号4番 瀬底478-3 登記、畑 面積495㎡

瀬底478-4 登記、畑 面積330㎡

譲渡人:那覇市在住S氏

譲受人:那覇市在住T氏

転用目的:宿泊施設等

転用理由:瀬底島に現在自己の住宅を建築中で移住予定であり、宿泊施設を建てて経営するため

農地区分:第2種農地

添付資料説明

番号5番 瀬底1245 登記、畑 面積449㎡

譲渡人:浦添市在住U氏、他4名

譲受人:那覇市在住V氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:住環境の良い瀬底島へ親と移住したい

農地区分:第2種農地

添付資料説明

番号6番 崎本部827-3 登記、畑 面積66㎡

譲渡人:沖縄市在住W氏

譲受人:名護市在住X氏

転用目的:墓

転用理由:墓地建造のため

農地区分:第2種農地

添付資料説明

番号7番 豊原69 登記、畑 面積216㎡

譲渡人:南城市在住Y氏

譲受人:本部町在住Z氏

転用目的:駐車場

転用理由:隣接地に店舗兼住宅を建築予定の為駐車場として利用したい

農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号8番 具志堅304 登記、畑 面積295㎡
譲渡人:豊見城市在住A氏
譲受人:糸満市にある企業B
転用目的:一般個人住宅
転用理由:不動産業を営んでおり、一般住宅を建設して賃貸する予定
農地区分:第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

3番委員 番号1番、7番、8番は、事前着工等は特になかったです。

5番委員 番号6番は、奥の墓への進入路として利用されていて、畑ではありませんでした。

番号2番は、現在は更地でバスや船を置く予定で申請がありました。
申請者が今後責任をもって管理するのなら問題は無いと思います。

番号3番は、以前から畑として使われている状態ではないので問題は無いと思います。

番号4番は、経営者の自宅も近く管理もしっかり行えると見込めるので問題は無いと思われま

番号5番は、小学校の近くなのですが付近は住宅が増えてきて建築するには
いい環境だと思えます。事前着工もなく問題ないと思えます。

以上です。

では、議案第65号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第65号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第66号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第66号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 願出人:本部町在住C氏
申請農地:伊野波679-3 登記、畑 面積27㎡
申請要旨:該土地は長い間進入路の一部として利用されており、面積も
小さいため農地として利用できない
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号2番 願出人:浦添市在住D氏
申請農地:豊原685-2 登記、畑 面積602㎡
申請要旨:当該土地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂して農地として

使用する事が困難
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:宜野湾市在住E氏
申請農地:新里672-3 登記、畑 面積178㎡
新里674-3 登記、畑 面積53㎡
申請要旨:該農地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂しており、畑として利用できない
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住F氏
申請農地:瀬底327 登記、畑 面積1105㎡
瀬底1528-2 登記、畑 面積2188㎡
申請要旨:当該地は荒地のため作物が育たず畑として使用できないため
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明させていただきます。

番号1番は、近隣の土地が町からの非農地通知書が出されており、申請地も面積が狭いため農地としての利用は困難だと思います。

番号2番は道路から落ちた農地となっており、使い勝手がとてもわるく、現況も農地としての復元は難しいかとおもわれます。

番号3番は、一部使われていた感じはあるのですが砂利が多く、奥のほうも雑木が多いため畑としては利用困難かと思えます。

番号4番は、1528-2については農地として使えるので非農地判断にはならない土地になると思われます。327については、進入路もなく周りが住宅に囲まれていて農業する土地としては適していないと思えます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

議長 では、議案第66号については番号1番、2番、3番、4番 瀬底327は可決
番号4番 瀬底1528-2につきましては否決ということよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので、議案第66号は可決(一部否決)決定致します。

次に進みます。

議長 議案第67号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第67号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 具志堅726-1 登記現況共に、畑 面積890㎡
具志堅744-1 登記現況共に、畑 面積201㎡
具志堅770 登記現況共に、畑 面積222㎡
具志堅771 登記現況共に、畑 面積328㎡
具志堅772-1 登記現況共に、畑 面積212㎡
具志堅931-1 登記現況共に、畑 面積421㎡
具志堅2099-2 登記現況共に、畑 面積1024㎡

利用権を設定する者:本部町在住G氏

利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住H氏

利用権の設定期間:10年(使用貸借)

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第67号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第67号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義